

議 案 第 5 9 号

新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月2日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

新居浜市母子家庭医療費助成条例（昭和49年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

提案理由

母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、法律の題名が改められたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。